鶴田町
農業委員会だより

第27号

令和8年6月　発行

《編集・発行》
鶴田町農業委員会事務局
（鶴田町農業振興課農地係）
22−2111（代表）
（内線 294.295.296）



農地情報

農地について、受け手をさがしています。興味のある方は、農業委員会まで、お問い合わせください。

★令和８年５月現在

番号	売買貸付	農地所在	地目	面積（㎡）
1	売	鶴田町大字鶴田字相原134−1	畑	622
		鶴田町大字鶴田字相原134−3		268
		鶴田町大字鶴田字相原135−1		1,042
2	売	鶴田町大字鶴泊字南田335−1	田	58
5	売	鶴田町大字廻堰字大沢	畑	2,657
		鶴田町大字廻堰字大沢		412
		鶴田町大字廻堰字大沢		228
6	贈	鶴田町大字沖字岡田7	畑	560
7	売	鶴田町大字菖蒲川字前田183−1	田	1,321
8	貸	鶴田町大字鶴田字小泉279−1の内	畑	1,777
9	売・貸	鶴田町大字鶴田字小泉303	畑	1,253
10	売	鶴田町大字中野字北原217−2	畑	972
		鶴田町大字中野字北原217−3		37
		鶴田町大字中野字北岡125	田	144
11	貸	鶴田町大字妙堂崎字米山377	畑	4,979
12	貸	鶴田町大字妙堂崎字米山	畑	8,316
13	売	鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾60−4	畑	312
14	売	鶴田町大字妙堂崎字杉元56	田	195
		鶴田町大字妙堂崎字杉元61		327
15	売	鶴田町大字廻堰字大沢81−530	畑	3,796
16	売	鶴田町大字野木字上池田1−9	田	798
		鶴田町大字野木字上池田66−1		169
		鶴田町大字野木字東鶴見55		191
18	売	鶴田町大字廻堰字下桂井101	畑	508
		鶴田町大字廻堰字上野尻121	田	331
		鶴田町大字廻堰字上野尻122		155
19	贈	鶴田町大字境字里見28	田	301
21	売	鶴田町大字横蒻字矢留崎	畑	282
22	貸	鶴田町大字野木字上池田1−1	田	2,644
		鶴田町大字野木字上池田1−5		171
		鶴田町大字野木字上池田6		563
23	売	鶴田町大字菖蒲川字川辺105−2	リンゴ	2,280
		鶴田町大字菖蒲川字川辺105−3		3,350
		鶴田町大字菖蒲川字川辺105−4		1,470
24	貸	鶴田町大字瀬良沢字種本	田	2,000
26	売	鶴田町大字野木字東松虫77	畑	3,264
27	売	鶴田町大字大性字川辺86−1	畑	1,124
		鶴田町大字大性字川辺86−4		2,201
		鶴田町大字大性字川辺87−5		15
28	贈	鶴田町大字大巻字大川瀬11	畑	1,373
29	売	鶴田町大字木筒字東柳川75−1	畑	206
33	売	鶴田町大字強巻字翁柳177	田	304
		鶴田町大字強巻字翁柳194−1		558
		鶴田町大字強巻字翁柳194−2		165
		鶴田町大字強巻字翁柳195		725
33	売	鶴田町大字強巻字翁柳196	田	422
		鶴田町大字強巻字翁柳197		392
		鶴田町大字強巻字翁柳198		155
34	売・貸	鶴田町大字野木字東鶴見71	田	344
		鶴田町大字野木字東鶴見75		5,545
35	売・贈	鶴田町大字廻堰字下桂井118−6	畑	147
37	売	鶴田町大字木筒字下掛橋74−5	畑	803
		鶴田町大字木筒字東柳川16−3		990
		鶴田町大字木筒字東柳川16−4		60
		鶴田町大字木筒字東柳川114		886
		鶴田町大字木筒字東柳川181		572
		鶴田町大字木筒字東柳川184		86
40	売	鶴田町大字野木字東鶴見6−1	田	793
		鶴田町大字野木字東鶴見7−1		782

※農地を買いたい・借りたい方は、農業委員会にご相談ください。
※農地を売りたい・貸したい方は、農地情報登録届出書が必要です。
・なお、次回から掲載不要の方は、取下願を提出してください。
※金額等・その他の内容に関しましては、出し手・受け手、双方でお話くださるようお願いしております。（農業委員会では仲介しておりません。）
◆申請後、現場確認のため、現地の写真を撮影させていただきます。

各種申請書の受付締め切り日について

◎農地法第3条申請書、競売・公売買受適格証明願
・農地を農地として貸借・売買する場合、又は競売・公売の入札に参加する場合

◎農地法第4条申請書、第5条申請書
・農地を農地以外のものとして使用する場合
例：住宅・車庫・店舗等の建築

◎農地中間管理事業を介した貸借
・農地中間管理事業を介して農地を貸借する場合

◎あっせん申出書
・あっせんにより農地を売買する場合

『毎月末日締め切り（休日の場合は前日）』
※各申請書類等については、原則として必要書類が添付されていなければなりません。必要書類については事前にお問い合わせください。
※その他、不明な点などがございましたら、電話等でご相談ください。

【問い合わせ先】鶴田町農業委員会
TEL. 0173−22−2111（内線 294. 295. 296）

◇◆鶴田町あっせん基準◆◇

経営形態 ： 全般

経営面積 ： 2.12ha以上（21,200㎡）

※譲受けする面積と合わせて、経営面積が2.12ha以上になること、農業振興地域内であること。
※農業委員会のあっせんにより農地を売却した場合、譲渡所得から８００万円を控除できます。

不動産の所有者の方
（農　地）

令和８年４月１日から

住所・名前の変更登記が義務化されました！

引っ越し・結婚などで

住所・名前の変更の日から

POINT

２年以内に登記！

※正当な理由なく義務に違反した場合、５万円以下の過料が科される可能性があります。

POINT

義務化前の変更も対象！

※義務化前に住所・名前に変更があった場合は、令和１０年３月末までに登記する必要があります。

POINT

スマート変更登記でらくらく安心！

※かんたん・無料の手続きをしておけば、その後は法務局で住所・名前の変更登記をします。

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

詳しくは、法務省ホームページへ
住所等変更登記　検索

農地パトロール



６月、鶴田町農業委員会では遊休農地・違反転用の発生防止・早期発見を目的に各担当４チーム（水元西部地区、水元東部地区、鶴田･上三･下四地区、六郷･梅沢地区）に分かれて農地利用状況の確認と調査を実施しました。

この調査を踏まえ、遊休農地等の所有者の意向調査や指導助言をしていく予定です。これからも遊休農地等の情報がございましたら、農業委員会にご連絡くださるようお願いいたします。

【毎月、農業委員会総会前に、売買・贈与などの申請があった農地を、事務局・農業委員２名で現地確認しています。農地確認の際、農業委員・事務局等が農地に立ち入る場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。】



農作業事故にご注意ください

農作業中の事故は、繁忙期を中心に毎年多く発生しています。特にトラクターや草刈機の操作ミス、転倒・転落、巻き込まれ事故などは重大なけがにつながる恐れがあります。作業時にはヘルメットや手袋などの保護具を着用し、こまめな休憩と水分補給を心がけてください。単独作業の場合は、家族や周囲に作業場所と時間を伝えておくことも重要です。

また、軽トラック等の荷台に人を乗せて走行することは、道路交通法上禁止されています。荷物の監視等、やむを得ず人を乗せて走行する場合は低速で走行し、近距離の移動でのみ行いましょう。

「慣れ」や「油断」が事故の原因になります。安全第一を意識し、事故防止に努めましょう。

◆農業者年金に加入しよう◆

◎少子高齢化に強い積立方式（確定拠出型の年金）
◎終身年金で、８０歳前に亡くなられた場合は一時金が遺族へ
◎保険料が全額社会保険料控除になるなど税制の優遇で節税に
◎保険料（月額２万～６万７千円）は選べて、いつでも変更できる
（条件を満たせば、若い世代は１万円から加入できる）
◎認定農業者など一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助あり

次の要件を満たせば、どなたでも加入できます！

■年間６０日以上農業従事
■国民年金第１号被保険者
（保険料納付免除者を除く）
■６０歳未満
（６０歳以上６５歳未満の
国民年金の任意加入者の方）

試算表　～農業者年金の受給額の試算～

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	61万円	52万円	1,306万円	1,394万円
		2万円	960万円	80万円	68万円	1,718万円	1,833万円
30歳	30年	1万円	660万円	47万円	40万円	1,017万円	1,086万円
		2万円	720万円	53万円	45万円	1,140万円	1,216万円
40歳	20年	2万円	480万円	31万円	27万円	675万円	720万円
50歳	10年	2万円	240万円	14万円	12万円	301万円	321万円



※上のケースは、通常加入で加入し、６５歳までの運用利回りが２．５％、６５歳以降の予定利率が０．７０％となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和５年度は０．７０％です。（各金額は、単位未満を四捨五入により表示しています。）
※保険料額１万円のケースについては、３５歳未満は保険料月額１万円で加入し、３５歳以降は２万円で加入した場合です。

詳しくは、農業者年金基金で検索又はお近くの農業委員会、ＪＡまでお越しください。
（パンフレット等は農業委員会に備えてあります）

【問い合わせ先】　鶴田町農業委員会
℡．０１７３－２２－２１１１（内線　２９６）